

2025年4月2日

静岡ジェード 御中

制裁決定書

一般社団法人 Tリーグ
理事長 坂井 一也



一般社団法人 Tリーグ 理事長 坂井一也は、裁定委員会の報告書を踏まえ、静岡ジェードに対し、下記のとおり制裁を決定する。

記

1 対象事案

静岡ジェードは、2025年3月8日(福田公園体育館)開催された「岡山リベッツ vs 静岡ジェード」戦において、3名の選手のみで出場し、Tリーグ競技規則に規定する出場選手要件を充たさなかった。

2 制裁内容

静岡ジェードに対し、以下の制裁を科す。

- 1 勝ち点2を減ずる

3 制裁の理由

(1) 制裁規程該当性

対象事案1は、Tリーグ競技規則第6条第2項に規定する出場選手要件（各チームは、1つのチームマッチに4名以上の選手を出場させなければならない。）を充たしておらず、同条項に違反している。

(2) 制裁内容の検討

ア Tリーグ競技規則における出場選手要件は、「世界一の卓球リーグを実現する」というTリーグの理念の下、高い試合の提供を可及的に確保するために設けられているものであり、出場選手要件を充足しなかった場合の制裁について、制裁規程に、制裁の種類が定められている。

対象事案について、静岡ジェードは、最低出場選手数という、基本的な出場選手要件に違反している。また、対処事案については、直前に出場予定選手が怪我をしまった等のやむを得ない事由も確認できず、その違反の程度は重大であると言わざるを得ない。

イ 制裁については、まず、少なくとも、最低出場選手数という、基本的な出場選手要

件に違反しているため、2024年9月20日「Tリーグ競技違反第6条（登録選手及び出場選手）規則違反に関して」の通達が参考になるが、この通達はベンチ入り3名以下となった場合のものであり、本件では、上記通達の想定と違い、4名の出場選手がベンチ入りしている点及び監督のオーダー入力ミスに起因することを併せて考慮すると、通達で想定されている処分よりも軽い処分とすべきである。また制裁金については併科するまでは不要である。

もっとも、静岡ジェードは、4名の出場選手をベンチ入りさせ、4名の選手を確保した上で試合に臨んではおり、本件違反は監督会議におけるオーダー提出時に、監督のオーダー入力ミスに起因するものであり、その点について、基本的な注意を欠いているとは言わざるを得ないが、故意に基づく悪質な事情は存在しない。また、静岡ジェードは、今後、同様の規則違反をしないことを誓約もしている。

(3) 結論

以上を勘案し、第2項記載の制裁を科す。

4 審議経過

2025年3月8日 対象事案発生

2024年3月15日 裁定委員会に答申を実施

2025年3月24日 2025年3月24日付裁定委員会報告書（TL24（裁）第2号）受領

5 適用条項

- ・「Tリーグ規約」 第111条
- ・「制裁規程」 第1条第1項、第2項第（2）号及び第（4）号
- ・「Tリーグ競技規則」 第6条第2項

5 添付資料

Tリーグ裁定委員会報告書（TL24（裁）第2号）

【参考】

「Tリーグ規約」第111条

TリーグチームまたはTリーグチームに所属する個人（選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む。以下同じ）が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときの制裁については、「制裁規程」において定める。

「制裁規程」

第1条第1項

チェアマンは、TリーグチームまたはTリーグチームに所属する個人（選手、監督、コ

一、役員その他の関係者を含む。以下同じ)が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときは、違反の内容及び程度に応じて、次条に規定する制裁を科することができる。

第2条 (制裁の種類)

1 Tリーグチームに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) けん責 | 始末書を取り、将来を戒める。 |
| (2) 制裁金 | 1件につき、5,000万円以下の制裁金を科す |
| (3) 分配金の減額・保留 | Tリーグから配分される金銭の減額・保留 |
| (4) 勝点の減 | リーグ戦の勝点を1件につき10点を限度として減ずる |

(以下略)

「Tリーグ競技規則」第6条 (登録選手及び出場選手)

1 各チームの登録選手は、6人以上8人以下とする。各チームは、登録選手の入れ替えをすることができる。各チームが登録できる選手数の上限は、1シーズンあたり12人までとする。

2 各チームは、1つのチームマッチに4名以上の選手を出場させなければならない。

以上